

令和2年2月17日

会 員 各 位

(一社) 和歌山県産業資源循環協会
会長 武田 全弘

新型コロナウイルスによる感染性廃棄物処理について

日頃から、当協会運営にご協力賜り感謝申し上げます。

環境省から示されております「新型インフルエンザ対策ガイドライン(平成21年3月)」(抜粋)では感染防止策が別紙のとおり例示されております。

また、「感染性廃棄物処理マニュアル」(抜粋)では、「感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。」となっています。

別紙のとおり掲載しますので、会員の皆様には、十分ご留意いただきますようお願いいたします。

「新型コロナウイルス対策ガイドライン 平成29年3月」

③ 廃棄物処理事業者における感染防止策

廃棄物処理事業者において想定される感染防止策(例)を表7に例示する。

表7 廃棄物処理事業者における感染防止策(例)

業務の内容	感染防止策(例)
収集運搬	<ul style="list-style-type: none"> 手袋、マスク等の个人防护具の使用 肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用 積卸し作業終了後の消毒薬(携行可能な速乾性擦式消毒用アルコール製剤等)による手指消毒の実施 事務所に戻った際の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 運搬車両の定期的な清掃及び消毒の実施
処分	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の手選別や運転席が開放された状態の重機の運転等、廃棄物に接触する作業員の个人防护具(手袋、マスク等)の使用 肌の露出の少ない作業着(長袖・長ズボン)の着用 作業終了後の手洗い及び手指消毒、うがいの実施 施設等の定期的な清掃及び消毒の実施
事務所における業務	<ul style="list-style-type: none"> 接客や窓口業務等では、対人距離を保持するほか、マスク等の个人防护具の使用、手洗い及び手指消毒を実施(訪問者に対しても必要と思われる感染防止策を実施) 訪問者の立入(場所、人数等)を制限 訪問者の氏名・住所の把握 従業員及び訪問者の出入口を限定し、事務所入室前の体温測定の実施(発熱がある場合、入室を禁止) 事務所内の定期的な清掃及び消毒の実施 訪問スペースへの手洗い場所の設置 窓口等でのガラス等の仕切りの設置 出張や会議の削減(対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用)
その他	<ul style="list-style-type: none"> 出勤前の体温測定※ ラッシュ時の通勤及び公共交通機関の回避(時差出勤、在宅勤務等) 通勤時のマスクの着用 人混みや繁華街への不要不急な外出を控える 帰宅時の手洗い、うがいの徹底 体調管理(十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとり、規則的な生活をし、感染しにくい状態を保つ)

※ 体温測定によりインフルエンザ様症状(38度以上の発熱、咳、全身倦怠感等)がある場合は出勤しない等の対応をとることが重要である。

「感染性廃棄物処理マニュアル」

- 3 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を特別管理産業廃棄物処理業者に委託する場合は、受託者が都道府県知事から感染性廃棄物の収集運搬又は処分の業の許可を受けた者であることを確認しなければならない。

法では、廃棄物処理業の許可権者は次のように整理されている。

取り扱う廃棄物の種類	業の許可区分	許可権者	
産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業	都道府県知事又は政令市長	
	産業廃棄物処分業		
	感染性産業廃棄物		特別管理産業廃棄物収集運搬業*
	特別管理産業廃棄物処分業*		
一般廃棄物	一般廃棄物収集運搬業	市町村長又は特別区長	
	一般廃棄物処分業		

*感染性廃棄物の収集運搬又は処分を事業の範囲に含むものに限る。

また、委託に当たっては、業者が提出した許可証の写し等により、必ず次の事項を確認すること。

- (1) 業の区分（収集運搬業、処分業）
- (2) 取り扱うことのできる廃棄物の種類（許可品目に「感染性産業廃棄物」が含まれていること。）
- (3) 許可の条件（作業時間等）
- (4) 許可期限
- (5) 運搬の委託の場合には、業者が積替え又は保管を行うかどうか及び行う場合には積替え又は保管を行う場所の所在地、保管できる廃棄物の種類及び保管上限
- (6) 処分の委託の場合には、処理施設の種類及び処理能力
- (7) その他

（例）

A 県の病院が、感染性廃棄物の焼却を B 県の特別管理産業廃棄物処分業者（甲社）に、甲社の事業場までの収集運搬を特別管理産業廃棄物収集運搬業者（乙社）に、それぞれ委託しようとする場合、

- ・ 甲社が有すべき許可は、B 県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の処分業（焼却処分）の許可
- ・ 乙社が有すべき許可は、A 県知事及び B 県知事による特別管理産業廃棄物（感染性産業廃棄物を含む。）の収集運搬業の許可となる。

注）特別管理産業廃棄物処理業の許可には期限（5 年、優良認定業者の場合 7 年）があるので、注意すること。

さらに、感染性廃棄物の運搬又は処分を委託するときは、あらかじめ委託しようとする感染性廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿、当該感染性廃棄物取り扱う際に

注意すべき事項を文書で業者に通知しなければならない。

(参照) 法第 12 条の 2 第 5 項及び第 6 項、令第 6 条の 6

4 医療関係機関等は、感染性廃棄物の処理を収集運搬業者又は処分業者に委託する場合は、事前に当該業者と書面により直接委託契約を結ばなければならない。当該委託契約書には、次に掲げる事項についての条項が含まれているとともに、受託者が他人の廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を業として行うことができる者であって委託しようとする廃棄物の運搬又は処分若しくは再生がその事業の範囲に含まれるものであることを証する書面（例：許可証の写し）が添付されていなければならない。

- (1) 委託する感染性廃棄物の種類及び数量
- (2) 感染性廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- (3) 感染性廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- (4) 感染性廃棄物の中間処理を委託するときは、その中間処理後の最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の処理能力
- (5) 委託契約の有効期間
- (6) 委託者が受託者に支払う料金
- (7) 受託者が感染性廃棄物の収集運搬業又は感染性廃棄物の処分業の許可を有する場合には、その事業の範囲
- (8) 感染性廃棄物の運搬に係る委託契約にあつては、受託者が当該委託契約に係る感染性廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地並びに当該場所において保管できる感染性廃棄物の種類及び当該場所に係る積替えのための保管上限
- (9) 委託者の有する委託した感染性廃棄物の適正な処理のために必要な次に掲げる事項に関する情報
 - ア 感染性廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - イ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等感染性廃棄物の性状の変化に関する事項
 - ウ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - エ その他感染性廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
- (10) 委託契約の有効期間中に当該感染性廃棄物に係る(9)ア～エの情報に変更があった場合の当該情報の伝達方法に関する事項
- (11) 委託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
- (12) 委託契約を解除した場合の処理されない感染性廃棄物の取扱いに関する事項
(参照) 令第 6 条の 6、規則第 8 条の 16、第 8 条の 16 の 2、第 8 条の 16 の 3